

目次	20
V 50	事業資金ノ供給等ニ関スル件(昭和二年六月二〇日銀行局長発日本銀行総裁宛蔵銀第四五九号)…………… 六六
V 51	事業資金供給等事務取扱要領(昭和二年六月二五日蔵銀第四七〇号)…………… 六七
V 52	事業資金供給等事務取扱要領追加ノ件(昭和二年七月二日蔵銀第四八六号)…………… 六九
V 53	事業資金供給等事務取扱要領追加(二)ノ件(昭和二年七月二六日蔵銀第五二二号)…………… 七〇
V 54	金融緊急措置改正要領(案)(昭和二年七月二〇日銀行局)…………… 七一
V 55	インフレ進行に関する見透—安定の可能性と破局化の危険性(昭和二年七月三〇日理財局国庫課資料)…………… 七三
V 56	通貨処理問題の説明資料(昭和二年八月五日理財局企画課)…………… 七二

VI 英文資料

VI 1	金融緊急措置に関する司令部内部メモ…………… 六八
VI 2	金融緊急措置勅令案・省令案司令部修正要求案(昭和二年二月八日受領)…………… 六一
VI 3	日本銀行券貼付用証紙の発行(昭和二年二月一八日大蔵省発経済科学局宛覚書)…………… 六五
VI 4	金融緊急措置に関する聞き取り調査(名古屋地区)(昭和二年三月五日—七日占領軍政部)…………… 六三
VI 5	金融緊急措置に関する調査メモ(昭和二年三月八日経済科学局)…………… 六三

凡 例

- 一、資料の目次表題は編者において付した。その際、原資料に表題のあるものについては、原則としては、かなづかいともそのままに採用した。
- 二、目次表題の作成者及び日付は、資料テキストないしは書き込みその他から明白なもののみ記した。
- 三、かなづかいは原資料のままとした。ただし、不統一を訂正したものもある。
- 四、漢字は、人名も含めて原則として新字体に統一した。
- 五、明白な誤記、脱字及び用字の不統一については、原資料を損なわない限りにおいて、編者において訂正したものがあつたが、とくに注記していない。
- 六、原資料における訂正、添削については、たんなる訂正、推敲は訂正後のものをテキストとして採録し、内容的にくに表示する必要があると認められたものは「書き込み」として処理した。
- 七、破損、印刷不鮮明等の事由で完全に判読不能な箇所は、文字数が確定できるものは相当数の□で示し、推定による判読等は資料本文で適宜注記した。
- 八、原資料への書き込みは、当該箇所を*1のように指示し、注記した。ただし、組版の制約から、指示位置を原形を損なわない限りで移動したものもある。
- 九、書き込み注記は次の原則による。

21 凡 例

手書きによるあて字は原則としてそのままとした。
添え書きと挿入は区別できない場合が多いので、注記上も区別していない。

削除はその範囲を「」で示した。

改行は／で示した。

編者による補足、説明は（ ）で示した。

十、大蔵省財政史室編「昭和財政史―終戦から講和まで」第一七巻「資料(1)」への参照指示は、とくに必要なもののみおこなった。

金融緊急措置の背景及び大蔵省の対応

大蔵省大臣官房審議官
兼財政金融研究所特別研究官

吉川 元信

はじめに

本書は、金融緊急措置に関する資料の集大成である。その殆んどは、当時の文書課長、故愛知揆一元蔵相(以下「愛知氏」という)が保存し、後、大蔵省に寄贈された文書である。

愛知氏がこのように内容豊富な文書を後世に遺して下さったのは、単に業務処理上の必要とか、個人的な興味からではなく、大蔵省の政策決定過程を、後世が正確に認識しうるようにしておきたいという、枢機に携わられた方の歴史的使命感に基づくものと推察される。

そのおかげで、戦後の日本政府が行った最初の重要な自主的政策決定の過程が、詳細に把握しうる状態となっている。我々は、この事に対し、心から、愛知氏に感謝するものである。

愛知氏は、この他にも、膨大な文書を大蔵省(財政史室)に寄贈しておられ、大蔵省は、これを「愛知文書」として大切に整理し、製本の上、保管している。